

平成 24 年

第 1 回市議会定例会 議案第 37 号

函館市財産条例の一部改正について

函館市財産条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 24 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市財産条例の一部を改正する条例

函館市財産条例（昭和 39 年函館市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「は、」を「の額は、第 4 条第 1 項に規定する」に改め、同条第 3 項中「又は」を「または」に、「使用料」を「第 1 項の使用料」に改め、同条第 4 項を削る。

第 3 条の 2 第 1 項中「別表に定める」を「別表第 1 に定める額の」に改める。

第 3 条の 3 を第 3 条の 4 とし、第 3 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（職員等の通勤のための自動車の駐車に係る使用料）

第 3 条の 3 行政財産である土地を、その用途または目的を妨げない限度において、市の施設に勤務する職員その他市長が定めるもの（以下「職員等」という。）が通勤のための自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）および軽自動車（二輪自動車を除く。）をいう。以下同じ。）を駐車するために使用することの許可をする場合は、別表第 2 に定める額の使用料を徴収する。

2 市長は、次の各号のいずれかの場合においては、前項の使用料を減免することができる。

(1) 職員等の勤務日数、勤務時間、勤務形態その他の事情を考慮して特に必要があると認めるとき。

(2) 職員等が通勤のための自動車の公用のための使用を承認されてい

るとき。

第4条の次に次の1条を加える。

(職員等の通勤のための自動車の駐車に係る貸付料)

第4条の2 普通財産である土地を，職員等が通勤のための自動車を駐車するために貸し付ける場合は，別表第2に定める額の貸付料を徴収する。

2 市長は，次の各号のいずれかの場合においては，前項の貸付料を減額し，または無償で貸し付けることができる。

(1) 職員等の勤務日数，勤務時間，勤務形態その他の事情を考慮して特に必要があると認めるとき。

(2) 職員等が通勤のための自動車の公用のための使用を承認されているとき。

第11条を第12条とし，第10条の次に次の1条を加える。

(過料)

第11条 詐欺その他不正の行為により，第3条第1項または第3条の3第1項の使用料の徴収を免れた者に対しては，その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは，5万円とする。）以下の過料を科する。

別表を別表第1とし，同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条の3，第4条の2関係）

区 分	使用料または貸付料の額
(1) 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）における市の施設（市街化区域に近接する市の施設であつて市長が別に定めるものを含む。）に係る土地	自動車1台1月につき 3,000円

(2) 前号に規定する市の施設以外の 市の施設に係る土地	自動車 1 台 1 月につき 1, 0 0 0 円
---------------------------------	------------------------------

備考 1 月とは、月の初日から末日までをいう。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の 3 の規定により行政財産である土地の使用を許可する場合の手續および改正後の第 4 条の 2 の規定により普通財産である土地を貸し付ける場合の手續その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### (提案理由)

市の施設に勤務する職員その他市長が定めるものが通勤のための自動車を当該市の施設に係る土地に駐車する場合に、使用料または貸付料を徴収することとするため